

5月教育委員会定例会進行

- 1 日 時 令和8年5月19日（火） 午後3時00分～午後3時47分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 松山 淳
委員 西川 倫予 山下 恵子 穴水 正哲 杉山 健
事務局 教育次長 (藤井公和) 教育総務課長 (石田千博)
学校教育課長 (石田 隆) スポーツ・生涯学習課長 (佐原 敬)
図書館長 (山中裕美) 文化観光課長 (竹中 幹晴)
教育総務課長代理(外山典靖) 教育総務課総務係長 (和久田英利)
- 4 議 案 第18号 令和8年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について
第19号 湖西市立小・中学校通学区域規則の一部を改正する規則について
第20号 湖西市立小・中学校通学区域規則運用規程の一部を改正する規程について
- 5 報 告 第5号 湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
第6号 湖西市不登校対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
第7号 湖西市いじめ対策推進協議会委員の委嘱又は任命について
第8号 湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について
第9号 湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について
第10号 学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
第11号 湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について

- 第12号 湖西市立小中学校統合準備委員会委員の委嘱又は任命について
- 第13号 湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
- 第14号 湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第15号 新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について
- 第16号 特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会委員の委嘱について

午後3時00分開会

(松山教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和8年5月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(松山教育長) 議案第18号については、市議会定例会に上程する前の議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定及び湖西市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書の規定により、本議案の審議は非公開としたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

(松山教育長) 異議なしと認め、本議案の審議については非公開に決定した。

(傍聴者退席)

(松山教育長) 議案第18号「令和8年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 議案第18号「令和8年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長に別紙のとおり補正予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

教育総務課については、6月から産前産後休暇および育児休業に入る職員の代替として、会計年度任用職員1名を配置するため、報酬を2,220千円増額するものである。また、スポーツ・生涯学習課については、西部地域センター浄化槽の曝気ブロワー2基の出力が弱く、交換するための修繕料を1,694千円増額するものである。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) それでは、議案第18号「令和8年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(松山教育長) 挙手全員である。よって、議案第18号「令和8年度湖西市一般会計補正予算(第1号)要求について」は原案のとおり承認された。

(松山教育長) ここで、暫時休憩とする。

午後3時03分休憩

(傍聴者入室)

午後3時04分再開

(松山教育長) 休憩を解いて会議を再開する。議案第19号「湖西市立小・中学校通学区域規則の一部を改正する規則について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 議案第19号「湖西市立小・中学校通学区域規則の一部を改正する規則について」、湖西市立小・中学校通学区域規則の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この規則は、湖西市立小学校及び中学校の通学区域を定めるものであり、令和10年4月の湖西中学校と岡崎中学校の統合、ならびに令和11年4月の東小学校と知波田小学校の統合による湖西小学校の新設に伴う改正を行うものである。また、施行日は第1条の規定については令和10年4月1日から、第2条の規定は令和11年4月1日から施行する。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) それでは、議案第19号「湖西市立小・中学校通学区域規則の一部を改正する規則について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(松山教育長) 挙手全員である。よって、議案第19号「湖西市立小・中学校通学区域規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認された。

(松山教育長) 続いて、議案第20号「湖西市立小・中学校通学区域規則運用規程の一部を改正する規程について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 議案第20号「湖西市立小・中学校通学区域規則運用規程の一部を

改正する規程について」、湖西市立小・中学校通学区域規則運用規程の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この運用規程は、湖西市立小・中学校通学区域規則別表第1に規定する小学校の通学区域における「～の一部」について定めているものであり、東小学校と知波田小学校の統合に伴う改正を行うものである。また、施行日は令和11年4月1日からとする。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(西川委員) ここに記載されている住所に住んでいる方々は、別の校区に通っていたのでしょうか。

(学校教育課長) 校区の中に別の地番が入っていることを落とし込む改正になる。校区を飛び出すようなことではない。

(杉山委員) 岡崎の地番が多いが、どの辺の地区になりますか。

(学校教育課長) 月見ヶ丘地区に岡崎地番があるので、そこが湖西中学校区に該当することを示している。

(松山教育長) それでは、議案第20号「湖西市立小・中学校通学区域規則運用規程の一部を改正する規程について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(松山教育長) 挙手全員である。よって、議案第20号「湖西市立小・中学校通学区域規則運用規程の一部を改正する規程について」は原案のとおり承認された。

(松山教育長) 続いて、報告第5号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第5号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市就学支援委員会規則（昭和56年湖西市教育委員会規則第1号）第4条の規定により、下記の者を湖西市就学支援委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この委員会は湖西市の小・中学校において心身に障害をもつ児童生徒さらには就学児を対象として、その心身の障害の程度に応じて適正な就学支援を行うために制定されたものである。委員は25名以内で組織することになっており、その任期は1年である。令和8年度は22名を委員として委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第6号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第6号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱（令和5年湖西市教育委員会告示第2号）第3条の規定により、下記の者を湖西市不登校児等対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市内の小・中学校に在学している不登校児童生徒等の指導の適正化を図るという趣旨のもとに制定されたものであり、不登校児童生徒等の指導に係る情報交換や、指導経過についての情報交換等が所掌事項である。令和8年度は30名を委員として委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(西川委員) 民間施設等の代表者が、ルクラの方ですか。

(学校教育課長) そのとおり。

(西川委員) チャレンジ教室指導員は、市の職員ですか。

(学校教育課長) そのとおり。

(西川委員) 校内教育支援センター指導員は、教員の方ですか。

(学校教育課長) 教員ではなく、市で採用している。

(西川委員) 校内教育支援センターはどこに設置されていますか。

(学校教育課長) 小中学校の校内に設置されていて、今年度は小学校が大規模校の鷺津小学校、岡崎小学校、新居小学校、中学校は全校配置している。

(松山教育長) 続いて、報告第7号「湖西市いじめ対策推進協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第7号「湖西市いじめ対策推進協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市いじめ対策推進協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、下記の者を湖西市いじめ対策推進協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市の小・中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることをねらいとして開催するものであり、いじめ問題に係る各校の状況報告、および個別のケースに対する情報交換や指導方法の検討が主な協議内容であり、委員の任期は1年である。令和8年度は、18名を委員として委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第8号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第8号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第10号）第3条の規定により、下記の者を湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市在住の外国人児童生徒が、学校生活への円滑な適応を図り、教

育の振興を促進するために設置されているものであり、外国人児童生徒の学校生活や学習状況に係る情報交換、指導方法の検討などが主な協議内容であり、委員の任期は1年である。令和8年度は、16名を委員として委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(杉山委員) 外国人児童生徒適応指導教室は各学校に設置されていますか。

(学校教育課長) 各学校には設置されていない。外国人児童生徒の多い鷺津小学校と鷺津中学校に各1名配置しており、子どもたちの適応指導などを行っている。

(杉山委員) どういった方を指導していますか。

(学校教育課長) 外国人の児童生徒や保護者で、日本語で意思疎通が取れない方を支援している。

(杉山委員) 日本語が理解できない方が対象になりますか。

(学校教育課長) 日本語や学校の制度上の仕組みが理解できない保護者に対して、学校生活への協力や理解をいただくことを目的としている。

(杉山委員) 日本の生活に慣れて、日本語が喋れる方はあまり活用しませんか。

(学校教育課長) 日本語の習得は教員が教えている。指導員は日本語はもちろん文化についても理解しているので、学校の仕組み等も含めて子どもや保護者を支援して、学校へのスムーズな適応を促進している。

(松山教育長) 各学校の外国人児童生徒担当の教員が日本語の指導を行い、適応指導教室は2名が要請があった学校を巡回しながら支援を行っている。

(西川委員) 先程不登校対策連協議会には民間施設の代表者が委員に入っていたが、本協議会においては国際交流協会との連携が必要ではないでしょうか。

(学校教育課長) 本協議会の委員にはなっていないが、最近の子どもの様子や小中学校で困っていることはないかなど、学校教育課と学校、国際交流協会の3者で年に1回以上情報交換を行っている。

(西川委員) 学校現場で日本語の指導やサポートをしていることは分かったが、色々なルーツの方がいる中で、特定の言語についてサポートが不足しているとかはありますか。

(学校教育課長) ポルトガル語やスペイン語についてはサポートできる体制はあるが、人数は多くないがベトナムやフィリピンの方についてのサポート体制が十分でない実情はある。

(西川委員) その点については困ってはいませんか。

(学校教育課長) 県に支援してもらおうこともあるが、苦慮している部分はある。

(西川委員) そういった部分もサポートが手厚くなると良いと思います。

(杉山委員) 日本語が分からない児童生徒は全体の何割くらいでしょうか。

(学校教育課長) 例えば、鷺津中学校ではクラスで2・3名程度外国人がいるイメージ。中学生くらいになると日常会話的な日本語を使える生徒は多いが、教科書の内容を理解するとい部分では幾つかのハードルがある。

(松山教育長) 続いて、報告第9号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第9号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、湖西市教科等指導リーダー相談員設置要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第53号）第3条の規定により、下記の者を湖西市教科等指導リーダー相談員に委嘱又

は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

湖西市教科等指導リーダー相談員は自らが各種研修会に参加し、専門性や指導力を高めるとともに各校からの要請に応じて訪問指導を行うことで、市内教職員の資質向上ならびに教育の振興を図るという目的のもとに配置され、任期は原則として3年である。令和8年度は新任の相談員4名を委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(山下委員) 任期が3年ということですが、先生の異動があった場合はどのようになりますか。

(学校教育課長) 異動があった場合も継続して担当することになる。

(松山教育長) 続いて、報告第10号「学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第10号「学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市学校運営協議会規則（令和4年湖西市教育委員会規則第1号）第4条の規定により、下記の者を学校運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

学校運営協議会は、学校、保護者及び地域の住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的としては配置するものであり、各学校に置く学校運営協議会委員の定数は10名以内で、その任期は1年である。学校運営協議会委員に59名を委員として委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第11号「湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第11号「湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会設置要綱（令和5年湖西市教育委員会告示第20号）第3条の規定により、下記の者を学校運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市立中学校における部活動の適切で持続可能な環境の構築を目指し、段階的な地域連携及び地域移行の方向性を検討するため設置されたものであり、協議内容は、部活動の地域連携及び地域移行の在り方に関する事項、地域のスポーツ団体及び文化団体等との連携による部活動環境の整備に関する事項などとなっており、委員の任期は3年である。令和8年度は新たに5名を委員として委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第12号「湖西市立小中学校統合準備委員会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第12号「湖西市立小中学校統合準備委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市立小中学校統合準備委員会設置規則（令和7年湖西市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により、下記の者を湖西市立小中学校統合準備委員会委員に委嘱又は任命するので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この委員会は北部地区の小中学校の統合を円滑に推進するために設置されたもので、湖西小学校、統合する岡崎中学校の校章、通学路や通学手段など具体的な事項について協議を行い、委員の任期は委嘱又は任命をされた日から小中学校統合に係る調査及び協議が完了する日までとし、新たに3名を委員として委嘱又は任命した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第13号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第13号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市スポーツ推進審議会条例（平成5年湖西市条例第22号）第4条の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進審議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

委嘱又は任命した委員は、名簿のとおり10名で、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。名簿の右側に米印がついている3名が新任の委員で、関係団体の代表の変更に伴うものである。

審議会において、令和7年度には「第3次湖西市スポーツ推進計画」策定についてご審議いただいた。その他、スポーツ推進に関する重要事項があった際に報告し、意見をいただいている。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第14号「湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について」事務局の説明を求める。

(文化観光課長) 報告第14号「湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について」、湖西市文化財保護条例（昭和52年湖西市条例第33号）第45条第1項、第46条第1項及び同施行規則（昭和54年湖西市教育委員会規則第2号）第32条の2の規定により、下記の者を湖西市文化財保護審議会委員に委嘱したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

委嘱した委員は名簿のとおり6名で、任期は令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間である。湖西市文化財保護条例第43条、第44条にあるように「教育委員会

の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する」ため、湖西市文化財保護審議会を置くこととされている。

条例第45条、第46条にあるように委員は8名以内で任期は2年となっている。湖西市文化財保護条例施行規則第32条の2第1項のとおり、委員は学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。

なお、今回委嘱した委員のうち、1名が新任、5名が再任となる。また、当文化財保護審議会委員はこの後報告する新居関所史料館運営委員を兼ねている。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第15号「新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について」事務局の説明を求める。

(文化観光課長) 報告第15号「新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について」、新居関所史料館条例（平成22年湖西市条例第16号）第11条第1項、第2項及び第13条の規定により、下記の者を新居関所史料館運営委員会委員に委嘱したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

委嘱した委員は名簿のとおり6名で、報告第14号で委嘱を報告した文化財保護審議委員と兼任している。任期は令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間となる。新居関所史料館条例第11条、第12条にあるように「教育委員会の諮問に応じ、史料館における各種の事業の企画実施につき、調査審議を行う」ため、新居関所史料館運営委員会を置くこととされている。委員は、知識経験のある者8名以内で組織し、教育委員会が委嘱することとなっている。

また、今回任命するうち1名が新任、5名が再任となる。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第16号「特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会委員の委嘱について」事務局の説明を求める。

(文化観光課長) 報告第16号「特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会委員の委嘱について」、特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会設置規則（令和8年湖西市教育委員会規則第1号）の第3条の規定により、下記の者を特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会に委嘱したので報告する。令和8年5月19日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この委員会は、令和8年度から新設した協議会で、設置規則第1条に規定されているとおり、特別史跡に指定された新居関跡の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、有識者からなる委員会を設置するものである。

委嘱した委員は名簿のとおり3名で、任期は令和8年5月1日から耐震対策が完了するまでの間としている。

規則第3条にあるように委員は5名以内で組織し、教育委員会が委嘱する。委員の構成は、特別史跡新居関跡整備委員会として整備に携わってきた遺構建築史の箱崎氏、特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会で復元整備に携わり、文化財修理にも造詣

の深い大野氏、耐震診断の木造構造の分野から西川氏を選出した。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(杉山委員) 遠方の方が委員になっていますが、会議は年に何回開催して、現地を見たりするのも教えてください。

(文化観光課長) 今年度は1回集まって自己紹介や耐震診断の概要説明などを行う。来年度本格的な調査を行い、耐震の方向性について審議することになる。現在のところ特に現地視察は考えていないが、今後必要になることが想定されることから、必要に応じ現地視察の方も行いたいと考えている。

(松山教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和8年5月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時47分終了